

第6条 条例第8条に規定する使用料の免除は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市(市の機関を含む。以下この条において同じ。)が主催して行うものに使用する場合 全部免除
- (2) 公共的団体等が市と共催して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用する場合 全部免除
- (3) センターが主催して行う事業に使用する場合 全部免除
- (4) 市内の自治団体等が主催して行うものに使用する場合 全部免除
- (5) その他市長が使用料を免除することが適当と認める場合 市長が認める額

郡山市緑地等管理中央センター条例施行規則 第6条より